

令和6年第4回

# 瑞浪市議会定例会議案

令和6年9月2日



## 目 次

議第58号	瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議第59号	瑞浪市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	3
議第60号	瑞浪市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について……………	4
議第61号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	6
議第62号	瑞浪市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	7
議第63号	瑞浪市監査委員の選任につき同意を求めることについて……………	8
議第64号	東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更について……………	9
議第65号	令和6年度瑞浪市一般会計補正予算（第4号）……………	10
議第66号	令和6年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）……………	15
議第67号	令和6年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）……………	17
議第68号	令和6年度瑞浪市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）……………	19
議第69号	令和6年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第2号）……………	21
認第1号	令和5年度瑞浪市一般会計決算の認定について……………	22
認第2号	令和5年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について……………	23
認第3号	令和5年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計決算の認定について……………	24
認第4号	令和5年度瑞浪市介護保険事業特別会計決算の認定について……………	25
認第5号	令和5年度瑞浪市駐車場事業特別会計決算の認定について……………	26
認第6号	令和5年度瑞浪市水道事業会計決算の認定について……………	27
認第7号	令和5年度瑞浪市下水道事業会計決算の認定について……………	28

議第58号

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年9月2日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例

瑞浪市国民健康保険条例（昭和34年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「6か月」の次に「（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）」を加える。

第27条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第24条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分の保険料のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識

別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議第59号

瑞浪市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

瑞浪市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例を次のように制定するものとする。

令和6年9月2日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例

瑞浪市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例（平成22年  
条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条本文を次のように改める。

支援センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時まで（桔梗地  
域子育て支援センターにあっては、月曜日から金曜日までは午前8時30  
分から午後5時までとし、土曜日は午前8時30分から正午まで）とする。

第8条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1  
号を加える。

（2） 土曜日（桔梗地域子育て支援センターを除く。）

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第60号

瑞浪市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について

瑞浪市地区計画等の案の作成手続に関する条例を次のように制定するものとする。

令和6年9月2日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市地区計画等の案の作成手続に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第16条第2項及び第3項の規定に基づき、地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「地区計画等の原案」という。）の提示方法及び意見の提出方法並びに地区計画等に関する申出方法を定めるものとする。

(地区計画等の原案の提示方法)

第2条 市長は、地区計画等の案を作成しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告し、当該地区計画等の原案を当該公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

(1) 地区計画等の原案の内容のうち、種類、名称、位置及び区域

(2) 地区計画等の原案の縦覧場所

(説明会の開催等)

第3条 市長は、前条に定めるもののほか、必要があると認めるときは、説明会の開催その他必要な措置を講ずるものとする。

(地区計画等の原案に対する意見の提出方法)

第4条 法第16条第2項に規定する者は、第2条の規定により縦覧に供された地区計画等の原案について意見を提出しようとするときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、意見書を市長に

提出しなければならない。

(地区計画等に関する申出方法)

第5条 法第16条第3項に規定する者は、地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の原案について、市長に書面により申し出ることができる。ただし、第2条に規定する公告の日から都市計画の決定の日までの期間において、当該案件に係る地区の申出はできない。

2 前項の規定により申出を行おうとする者は、申出に当たり地区計画等の原案の対象となる区域内の土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下同じ。）について所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者の3分の2以上の同意（同意した者が所有する当該区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっている当該区域内の土地の地積の合計が、当該区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の3分の2以上となる場合に限り。）を得なければならない。

(申出に対する措置)

第6条 市長は、前条の規定による申出があった場合、必要があると認めるときは、当該申出に係る地区計画等の案を作成する等必要な措置を講ずるものとする。この場合において、市長は、必要に応じて瑞浪市都市計画審議会設置条例（平成12年条例第39号）第1条に規定する瑞浪市都市計画審議会に当該申出内容について意見を聴くことができる。

2 市長は、前項の規定による申出に対する措置を決定したときは、その旨を遅滞なく当該申出をした者に通知しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第61号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和6年9月2日 提出

瑞浪市長 水野 光二

氏 名	住 所	生 年 月 日
渡 邊 喜 美 代	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第62号

瑞浪市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

瑞浪市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和6年9月2日 提出

瑞浪市長 水野光二

氏名	住所	生年月日
柴田洋子	※※※※※	※※※※

議第63号

瑞浪市監査委員の選任につき同意を求めることについて

瑞浪市監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和6年9月2日 提出

瑞浪市長 水野光二

氏名	住所	生年月日
小野保	※※※※※	※※※※

議第64号

東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う  
規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、  
東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を次のとおり  
変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月2日 提出

瑞浪市長 水野光二

東濃西部広域行政事務組合規約の一部を改正する規約

東濃西部広域行政事務組合規約（昭和47年岐阜県指令地第776号）の  
一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する事務のほか、組合は、行政機能の広域化に関する調査・  
研究を行うことができる。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議第65号

令和6年度瑞浪市一般会計補正予算（第4号）

令和6年度瑞浪市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ676,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,136,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の追加及び廃止は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年9月2日 提出

瑞浪市長 水野光二

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分 担 金 及び負担金		30,562	720	31,282
	1 分 担 金	3,260	720	3,980
15 国庫支出金		2,553,451	129,900	2,683,351
	1 国庫負担金	1,499,994	1,800	1,501,794
	2 国庫補助金	1,044,126	128,100	1,172,226
16 県支出金		1,102,832	11,900	1,114,732
	1 県負担金	653,248	8,400	661,648
	2 県補助金	361,777	3,100	364,877
	3 委託金	87,807	400	88,207
19 繰入金		1,551,758	55,900	1,607,658
	1 基金繰入金	1,506,261	55,900	1,562,161
20 繰越金		100,000	567,880	667,880
	1 繰越金	100,000	567,880	667,880
21 諸収入		974,645	△1,000	973,645
	4 雑入	438,405	△1,000	437,405
22 市債		2,007,200	△89,200	1,918,000
	1 市債	2,007,200	△89,200	1,918,000
歳入合計		19,460,500	676,100	20,136,600

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,190,038	487,900	2,677,938
	1 総務管理費	1,837,907	487,000	2,324,907
	4 選挙費	27,483	900	28,383
3 民生費		5,962,137	92,700	6,054,837
	1 社会福祉費	3,128,475	25,000	3,153,475
	2 児童福祉費	2,591,406	67,700	2,659,106
4 衛生費		2,224,511	2,600	2,227,111
	2 清掃費	1,452,512	0	1,452,512
	3 環境費	145,190	2,600	147,790
6 農林水産業費		286,734	△3,700	283,034
	1 農業費	216,937	2,300	219,237
	2 林業費	69,797	△6,000	63,797
7 商工費		530,768	△6,600	524,168
	1 商工費	530,768	△6,600	524,168
8 土木費		2,228,929	87,700	2,316,629
	2 道路橋梁費	868,725	10,000	878,725
	4 都市計画費	991,004	77,700	1,068,704
	5 住宅費	77,086	0	77,086
9 消防費		1,225,628	△500	1,225,128
	1 消防費	1,225,628	△500	1,225,128
10 教育費		2,540,913	14,500	2,555,413
	2 小学校費	209,873	△2,100	207,773
	3 中学校費	210,957	0	210,957
	5 社会教育費	573,480	6,400	579,880
	6 保健体育費	1,099,060	10,200	1,109,260
11 災害復旧費		5,850	2,800	8,650
	2 農林水産業施設 災害復旧費	0	2,800	2,800
12 公債費		1,426,354	△1,300	1,425,054
	1 公債費	1,426,354	△1,300	1,425,054
歳出合計		19,460,500	676,100	20,136,600

第2表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	2 清掃費	混合焼却施設設備改修事業	400,000
8 土木費	4 都市計画費	瑞浪駅周辺再開発事業(駅北地区)	626,800
8 土木費	4 都市計画費	瑞浪駅周辺再開発事業(駅南地区)	54,600

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事項	期間	限度額
混合焼却施設設備改修工事費	令和7年度から 令和8年度まで	568,000

## 第4表 地方債補正

(追加)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
現年農業用施設補助災害復旧事業	500	普通貸借又は証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(廃止)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
塵芥収集車等購入事業	24,500	普通貸借又は証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
八伏線道路改良事業	15,300			
県単事業負担事業	22,500			
市営住宅用途廃止事業	15,400			
瑞浪中学校改修事業	12,000			

議第66号

令和6年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度瑞浪市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ690,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月2日 提出

瑞浪市長 水野光二

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		163,193	11,500	174,693
	1 一般会計 繰入金	163,193	11,500	174,693
4 繰越金		100	11,900	12,000
	1 繰越金	100	11,900	12,000
歳入合計		667,000	23,400	690,400

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		16,103	1,500	17,603
	1 総務管理費	12,651	1,500	14,151
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		649,887	21,900	671,787
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	649,887	21,900	671,787
歳出合計		667,000	23,400	690,400

議第67号

令和6年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度瑞浪市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,475,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月2日 提出

瑞浪市長 水野光二

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰越金		4,000	33,300	37,300
	1 繰越金	4,000	33,300	37,300
歳入合計		3,442,000	33,300	3,475,300

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸支出金		4,000	33,300	37,300
	1 償還金及び 還付加算金	4,000	33,300	37,300
歳出合計		3,442,000	33,300	3,475,300

議第68号

令和6年度瑞浪市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度瑞浪市の駐車場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,400千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月2日 提出

瑞浪市長 水野光二

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		1,500	9,700	11,200
	1 繰越金	1,500	9,700	11,200
歳入合計		35,700	9,700	45,400

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 駐車場事業費		23,669	500	24,169
	1 駐車場管理費	23,669	500	24,169
3 基金積立金		500	9,200	9,700
	1 基金積立金	500	9,200	9,700
歳出合計		35,700	9,700	45,400

議第69号

令和6年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度瑞浪市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（資本的支出の補正）

第2条 令和6年度瑞浪市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条中「資本的支出額に対し不足する額543,100千円」を「資本的支出額に対し不足する額546,300千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額35,963千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額35,965千円」に、「過年度分損益勘定留保資金396,142千円」を「過年度分損益勘定留保資金362,068千円」に、「当年度分損益勘定留保資金110,995千円」を「当年度分損益勘定留保資金148,267千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 資本的支出	631,700千円	3,200千円	634,900千円
第1項 建設改良費	447,946千円	1,600千円	449,546千円
第3項 補助金返還金	0千円	1,600千円	1,600千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	46,232千円	1,600千円	47,832千円

令和6年9月2日 提出

瑞浪市長 水野光二

認第1号

令和5年度瑞浪市一般会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて別紙のとおり認定に付する。

令和6年9月2日 提出

瑞浪市長 水野光二

1 令和5年度瑞浪市一般会計決算

認第2号

令和5年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて別紙のとおり認定に付する。

令和6年9月2日 提出

瑞浪市長 水野光二

- 1 令和5年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計決算

認第3号

令和5年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて別紙のとおり認定に付する。

令和6年9月2日 提出

瑞浪市長 水野光二

- 1 令和5年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計決算

認第4号

令和5年度瑞浪市介護保険事業特別会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて別紙のとおり認定に付する。

令和6年9月2日 提出

瑞浪市長 水野光二

- 1 令和5年度瑞浪市介護保険事業特別会計決算

認第5号

令和5年度瑞浪市駐車場事業特別会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて別紙のとおり認定に付する。

令和6年9月2日 提出

瑞浪市長 水野光二

1 令和5年度瑞浪市駐車場事業特別会計決算

認第6号

令和5年度瑞浪市水道事業会計決算の認定について

次の決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて別紙のとおり認定に付する。

令和6年9月2日 提出

瑞浪市長 水野光二

1 令和5年度瑞浪市水道事業会計決算

認第7号

令和5年度瑞浪市下水道事業会計決算の認定について

次の決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて別紙のとおり認定に付する。

令和6年9月2日 提出

瑞浪市長 水野 光二

1 令和5年度瑞浪市下水道事業会計決算